



## 謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行後は、それまであった制限がかなり緩和されました。今年は久しぶりに正常なお正月を迎えられると期待し喜びもつかの間、元旦から大震災、2日は航空機の大事故と年始からあわただしい年の幕開けとなりました。ウクライナ、ロシアでは戦争が長期化しております。他の地域でも紛争が絶えません。年始から心を痛める話が多いですが、元気のある方は経済活動をすることが、結果として他の地域の方の後方支援になると思います。皆様が心の底から明るく平穏無事で暮らしていけますように心からお祈り申し上げます。

本年も引き続き、ご交誼、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 新 NISA 制度の開始

2024年1月1日より新 NISA 制度が開始されます。

制度の概要です。

1. 非課税保有期間が無期限化されます
2. 口座開設期間が恒久化されます
3. つみたて投資枠と成長枠の併用が可能
4. 年投資枠が拡大（つみたて投資枠は年間120万円、成長枠は年240万円まで非課税）
5. 非課税保有限度額は1,800万円まで可能

では、2023年まで利用できた NISA と新 NISA の違いを見ていきます。

### ■ 旧 NISA 制度

2023年までは一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA の3種類がありました。このうち一般 NISA、つみたて NISA は2023年で終了し、代わりに新 NISA になりました。またジュニア NISA 口座の新規開設も2023年をもって終了しました。

#### ① 旧制度 一般 NISA

一般 NISA は2014年から2023年に利用できた制度です。年間投資枠\*は120万円でした。（開始当初は年100万円）5年間利用が可能でした。最大600万円が非課税枠としてありました。

\*年間投資枠とは・・・NISA 口座内で年間120万円以下の上場株式を購入します。株式を所有すると配当金が得られます。この配当金には本来は所得税及び復興特別所得税と住民税（※以下、所得税等）で20.315%の税金が課せられ残りが実際に現金として得られます。この所得税等20.315%の税金は NISA 口座内で購入した上場株式の配当金については非課税となります。また購入した株式が値上がりをして売却した場合にも売却益に対して20.315%の所得税等が課され差額が得られます。これも NISA 口座内で購入した株式から得られる譲渡益については非課税となります。

この非課税としている購入上限額を非課税投資枠といいます。NISA 口座は開設後5年間非課税を利用できました。1年ごとに120万円を上限に利用できましたので上手く利用すれば最大600万円まで非課税枠を増やせました。

#### ② 旧制度 つみたて NISA

つみたて NISA は2018年から利用できた制度です。年間投資枠は40万円でした。

20年間利用が可能でした。最大800万円が非課税枠としてありました。つみたてNISAは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。金融庁の基準を満たした投資信託に限定されます。毎月定額を積み立てていきます。

投資信託に投資した場合、「普通分配金」と売却時の「譲渡益」にそれぞれ20.315%の所得税等がかかります。つみたてNISA内で購入した分配金に対しては非課税となります。また値上がりした際の売却益にも所得税が課税されますがこれも非課税となります。

旧制度では一般NISAとつみたてNISAはどちらを利用するかは選択制でした。

### ③ ジュニアNISA

ジュニアNISAは2016年から2023年まで新規開設ができた制度です。未成年用の口座で0歳から17歳までが対象です。年間投資枠は80万円でした。5年間利用が可能です。一般NISAとほぼ同じ仕組みですが、18歳までは払い戻しが出来ないこと（口座を廃止すると過去に非課税としたものが課税される）です。また18歳を過ぎると自動的に一般NISAに引き継がれる仕組みです。

継続管理勘定・・・ジュニアNISA口座で保有する金融商品について、非課税保有期間が終了すると、その後はジュニアNISA口座開設者本人が18歳になるまで金融商品を保有するための勘定です。この間に得られた運用益について非課税としてくれます。

ただしこの続管理勘定では売却は可能ですが、新規の買付を行うことはできません。また18歳になるまでは引き出しが出来ません。

### ④ NISA口座の共通事項

共通として他の証券口座（一般口座や特定口座）で発生した譲渡益や配当金等との損益通算はできません。非課税枠の未利用分を翌年へ繰越は出来ません。

## ■ 2024年以降の新NISA制度

一般NISAの部分は、新制度では成長投資枠となります。年間240万円まで買い付けが可能です。つみたてNISAの部分は、新制度ではつみたて投資枠となります。年間120万円まで買い付けが可能です。さらに新しいNISAでは併用が可能となりました。

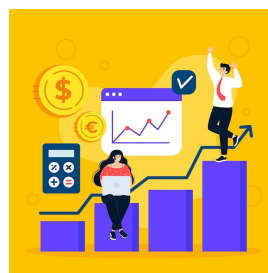
つみたて投資枠又はつみたて投資枠と成長投資枠を利用すれば最大1,800万円まで非課税枠が利用できます。なお成長投資枠だけの利用では1,200万円までの非課税枠となります。

非課税保有限度額については、買付け残高（簿価残高）で管理されますのでNISA口座内の金融商品を売却した場合には、売却した簿価金額分の非課税枠を翌年に再利用できることとなります。

口座開設期間は恒久化されます。非課税保有期間は無期限化されます。

既にNISA口座をお持ちの方はNISA口座を開設している証券口座に新しいNISA口座が自動的に開設されます。

現行のNISA口座で既に保有している上場株式等は非課税保有期間が満了すると課税口座に払い出されます。新しいNISA口座には引き継がれませんが、非課税保有期間



中は旧制度のNISA口座と新しいNISA口座の非課税保有枠はどちらも使えますので旧NISA口座から新NISA口座へ無理に移す必要はありません。

### 注意点

NISA口座で買い付けた配当金等を非課税で受け取るには株式数比例配分方式による受取を選択する必要があります。

株式数比例配分方式とは、上場株式の配当金やETF、REITの分配金を証券会社の取引口座で受け取る方式のことです。口座開設時は受け取り方法の設定もお間違えなく。

（担当 芝事務所 : 山本 修）